

2005年度(平成17年度)
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業報告

. はじめに

日身連は、わが国を代表する障害当事者団体として、障害者の自立と社会参加を求めて、長年にわたり活動してきた。

目下の最大の課題は、ノーマライゼーションの理念の下、障害がある人も、その種別や程度にかかわらず、あたり前に地域で暮らすことができるようにすることであり、換言すれば「障害者の地域生活の確立」を実現することである。

このためには、幅広い関係者や国民の理解と協力が不可欠であり、各加盟団体等との連携を深めながら、以下の展開が必要である。

. 日身連を取り巻く状況

近年、障害者や日身連を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした状況は暫く継続するものと予想される。

- (1) 平成16年には「障害者基本法」の改正・「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の創設。平成17年には、「障害者雇用法」の改正・「発達障害者支援法」の創設。そして、同年10月31日には、昭和24年制定以来の身体障害者福祉法の大改革である「障害者自立支援法」が、紆余曲折を経て成立し、平成18年4月1日施行される運びとなった。また、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一本化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(新バリアフリー法)」が、平成18年2月28日に国会へ上程される等、障害者の生活に大きくかわる重要な法律の制定や改正が相次いで行われた。
- (2) 「新アジア太平洋障害者の十年」への参画、さらには国連における「障害者権利条約」の動き等、国際的視野に立った障害者運動が一段と進められた。
- (3) さらに、平成17年10月、兒玉明日本障害フォーラム(JDF)前代表の後任として、小川榮一日身連会長が就任した。このことから、日身連は、一層の日本の障害者団体のリーダー的役割を担うことになった。
- (4) 平成18年2月、ホテルチェーン“東横イン”による不正改造、法令条例違反、さらには障害者の人権無視や差別ともとれる発言や行為に対して、強く抗議したことはマスコミに大きく取り上げられ、日本における障害者団体の存在感を象徴した出来事であった。
- (5) こうした国内外の大きな動きに対して、障害当事者団体としての日身連の見解を公表する等、これまでに増して政策提言機能の強化を図った。

. 状況を踏まえた的確な対応姿勢

社会情勢の激動した容易ならざる環境の中で、「障害者一人ひとりの豊かな地域生活の確立」を目指すとともに、日本の障害者団体のリーダー的役割を果たすために、組織全体の見直しや様々な課題の解決に向けて、日身連会員の一層の団結に努める等、これ

らの課題解決の道筋をつけるため、以下の事業を実施した。

．主な事業

1．日本身体障害者福祉大会の開催

日身連及び福井県身体障害者福祉連合会の主催で、平成 17 年 5 月 25 日から同月 27 日までの 3 日間、「第 50 回記念日本身体障害者福祉大会ふくい大会」を開催した。25 日は、大会運営委員・大会実行委員会、評議員会等、26 日は午前には代表者会議、午後には寛仁親王殿下に「我が国の福祉」をテーマに記念のご講演をいただいたほか、別会場では「灘尾弘吉杯第 17 回全国身体障害者ゲートボール大会」を開催し、各地の予選を勝ち抜いた代表選手による試合が実施された。翌 27 日には、大会式典をサンドーム福井で開催し、全国から多くの障害者が一堂に集い、大会決議、宣言が採択された。

2．中央における要望等活動

日本身体障害者福祉大会並びに理事会で決議した要望事項の関係各省庁への陳情に加え、各省庁や関係政党が設置する審議会及び各種委員会へ積極的に参画をしてきた。また、支援費制度と利用者負担の軽減等の問題、障害者権利条約への取り組みや、国内差別禁止法整備に関する動向等、障害のある人々の根幹に関わる制度・施策の整備の実現のため、関係団体との協力の下、全国集会を開催する等、さらに結束して中央関係省庁や国会議員への要望活動を展開した。

3．中央障害者社会参加推進センター事業

新しい国際障害分類（ICF）が世界保健機構から発表され、最近では障害者社会参加推進センター事業に対しても、これまで以上にさまざまな障害種別に配慮した事業が期待されている。

また、障害のある人々に対する人権問題や地域生活支援等の課題についての要望が強くなっていることから、中央障害者社会参加推進センターでもこれらを意識し、障害者相談員活動強化事業や人権擁護障害者 110 番事業等でこれらの課題に関する周知徹底に努めるとともに、研修事業として、平成 17 年 7 月 6 日に東京・虎ノ門パストラルにおいて、「人権擁護障害者 110 番事業担当者研修会」を開催した。

4．障害者相談員活動強化事業

厚生労働省の協力により、改正障害者基本法の沿革・成立背景・概要等を含めた解説書である「障害者のための改正障害者基本法ガイドブック」を手がけた。今後、本書の全国的な頒布活動を行い、各地域における障害者相談員活動の活性化のため活用していただき、強くサポート体制が整備されることを期待している。

また、相談員研修事業では、地域 6 ブロックで行われる相談員研修会に対して、助成を行った。このほか、身体障害者相談員全国連絡協議会では、「相談員会報」を発行した。

5．小規模作業所・小規模通所授産施設活動支援事業

厚生労働省に対する要望活動だけでなく、平成 17 年 5 月 17 日の衆議院厚生労働委員

会での参考人質疑や「自由民主党 障害者の小規模作業所を支援する議員連盟」、政党とのヒアリングの場において、障害者自立支援法成立までの間、また成立後も含め、施策と深く関わりのある小規模作業所等の課題を提起し、他の障害者団体と連携して、小規模作業所の位置づけを含めて、今後の施策に反映させるべく強く要望活動を行ってきた。また、平成 18 年 2 月 17 日には、「日身連小規模作業所全国連絡協議会研修会」を東京・全社協会議室において開催し、平成 18 年度以降の小規模作業所の動向と小規模作業所等に関する日身連の考え方について論じた。

6. 障害者職業自立啓発事業

厚生労働省からの委託事業として、平成 17 年度も重度障害者の職業的自立に向けた情報の提供及び個別支援、公共職業安定所や地域障害者職業センター等の関係諸機関の活用に関する相談等を行うために、職業自立相談員及び職業自立コンサルタントを設置した。また、障害者本人、家族、福祉施設職員、盲・ろう・養護学校教諭、福祉・労働行政関係職員、雇用主、関係団体職員等を対象に、平成 17 年 9 月 28 日に三重県・ホテルグリーンパーク津、同年 12 月 1 日に栃木県・ホテル東日本宇都宮において、障害者職業自立啓発セミナーを盛大に開催した。

. 日本障害フォーラム (JDF) 関連事業・国際交流推進事業

1. 日本障害フォーラム (JDF)

平成 17 年 10 月 21 日、JDF の代表に小川榮一日身連会長が就任し、「障害者プラン」等推進委員会の事務局を引き続き日身連が担当することになる等、構成団体の中でも極めて重要な役割を務めた。そして、日身連として、新組織の牽引役として運営を軌道に乗せるため幹事会等において活発に提言を行ったほか、「障害者プラン」等推進委員会が企画した「障害者の権利条約ベーシックセミナー」を平成 17 年 9 月 14 日に大阪・国際障害者交流センタービッグアイにおいて、同年 10 月 10 日には「障害者権利条約の国内履行体制のあり方を検討するヒアリング」を東京・文京シビックセンターにおいて開催した。また、研修だけでなく、障害者自立支援法の課題に関して、厚生労働大臣に対して要望書を提出した。

2. 国連障害者の権利条約推進議員連盟等

国連・障害者権利条約特別委員会への傍聴団に米沢英二日身連副会長（第 6 回特別委員会平成 17 年 8 月 6 日から 14 日の間）及び山本征雄日身連副会長（第 7 回特別委員会平成 18 年 1 月 28 日から 2 月 5 日）を派遣した。また、平成 18 年 2 月 8 日に開催された「国連障害者の権利条約推進議員連盟（会長：元外務大臣 中山太郎氏）」総会へ出席し、障害者権利条約の早期成立を図るために努めるとともに、同議員連盟との連絡会をもった。

3. 第 14 回ソウル国際車椅子マラソン大会

平成 17 年 4 月 30 日～5 月 1 日、「第 14 回ソウル国際車椅子マラソン大会」での海外顧問としての協力を兒玉明氏（当時日身連会長）に対して要請があり、友好団体としてこ

の要請を応諾し、大会へ出席し交流に努めた。

．当面の課題解決に向けて

1．障害者自立支援法について

平成 17 年 10 月 31 日成立をみた障害者自立支援法を円滑に施行するために、同年 11 月 30 日川崎二郎厚生労働大臣に謁見し、同法施行に伴う関連要望を JDF と連携し要請行動を行った。引き続き、今後も要請事項の実現を中心に活動する。また、同法施行を前に、平成 18 年 3 月 13 日から同月 15 日の 3 日間、日身連が中心となり全日本手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族会連合会、そして中央社会参加推進センター主催で、同法に関する電話相談「障害者自立支援法ホットライン」を開設し、合計 227 件の相談回答にあたった。

2．小規模作業所について

障害者自立支援法の成立により、小規模作業所は、平成 18 年 10 月以降、新施設・事業体系への移行となり、日身連を通して実施していた団体補助が終了となった。このことで、今後の作業所のあり方に関して不安視されていることをうけ、日身連理事会、評議委員会や日身連小規模作業所全国連絡協議会理事会等において議論された。平成 17 年度第 4 回定例理事会並びに同年度第 2 回定例評議委員会において了承された、平成 18 年度日身連事業計画にあるように、作業所の存続はもとより円滑な移行が進むよう、また、事業切り捨てとならないよう最大限の努力を引き続き進めていくことが緊要な目標となった。

3．法人の組織・財政機能等の見直しについて

平成 18 年 1 月 20 日、会員制度を含めた日身連定款の一部変更が厚生労働省より認可されたほか、新会計制度の導入が図られた。また、他の規程類についてもほぼ見直しが終了した。

以上